

# 全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会 選考規程

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟

## 1. 目的

全国高校生中学生オリエンテーリング連盟（以下「本連盟」という）は、全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会（以下「大会」という）の各種目における選考を公平かつ公正に実施するため、この規程を定める。

## 2. 選考の実施主体

大会の選考は、本連盟全国中学校高等学校オリエンテーリング選手権大会委員会（以下「大会委員会」という）が行う。

選考会の実施や、集計業務を、他の者に委託しても良い。

## 3. 選考計画

大会委員会は、前年度の12月31日までに実施する全種目を対象とした選考計画を公表する。

選考計画には、次の内容を記載する。

### (1) 各種目の参加希望届出に関する情報

(ア) 参加希望届出の受付を行わずに選考を実施しないこととする種目

(イ) 参加希望届出の方法等

(ウ) 標準期限

(エ) 最終期限

### (2) 各種目の選考の免除に関する情報

(ア) 免除の要件

(イ) 最終判定の基準日

### (3) 各種目の選考会に関する情報

(ア) 地域ごとの選考会の方式

(イ) 選考会のおおよその開催時期

(4) 広報の方法

(5) 問い合わせ先

やむを得ず選考計画を変更する場合、周知広報を速やかに行う。

選考は、選考計画に則り行う。

#### 4. 参加希望届出

##### 4.1. 参加希望届出

大会の各種目に参加を希望する者は、選考計画で指定した方法で、大会参加希望を届け出る。

ただし、5. に定める選考の実施基準を明らかに満たさない場合、大会委員会は参加希望届出の受付を行わずに選考を実施しないこととしてもよい。

##### 4.2. 要件

大会参加希望を届け出る者は、次の要件すべてを満たさなければならない。要件を満たさない者の届出は受理しない。

(1) 当該種目の実施日時点で大会参加資格を持つ見込みである

(2) 次のいずれかを満たす

(ア) 本連盟に選手登録している

(イ) 本連盟に選手登録をせずに、大会参加資格を持つことが認められる見込みである

(ウ) やむを得ない事情で、本連盟に選手登録していないが、当該種目の実施日までに選手登録をする見込みで、かつ大会委員会が許可している

##### 4.3. 期限

参加希望届出の期限は、標準期限、最終期限の二つを設ける。

標準期限までの届出を原則とする。標準期限を過ぎ最終期限までの届出は、標準期限までの届出ができなかった正当な理由がある場合に限り認める。

#### 5. 選考の実施基準

選考は、次のいずれかを満たす場合に、大会委員会の決定により行う。

- (1) 標準期限までに参加希望届出をした者が、30名または15校を超える場合
- (2) 標準期限までに参加希望届出をした者が、20名または10校を超える場合で、大会委員会が必要と認める場合
- (3) 安全管理上一定の競技能力が必要と大会委員会が認める場合

## 6. 選考の免除

### 6.1. 選考の免除

選考を免除された者には、大会の出場資格を認める。

### 6.2. 期限

選考を免除されるには、標準期限までに参加希望届出をしなければならない。ただし、選考を免除される可能性を認識し得たのが、標準期限の3日前以降であり、標準期限を過ぎ最終期限までに参加希望届出をした者は、この限りでない。

### 6.3. 判定

選考の免除の判定は、当初判定、随時判定及び最終判定を行う。判定結果は、判定後直ちに公開する。

当初判定は、参加希望届出を標準期限までに行った者で、選考免除資格要件を満たしたのが標準期限以前である者に対して、標準期限の日から7日以内に行う。

随時判定は、当初判定以降、最終判定の日の前日まで随時行う。

最終判定は、選考計画に定めた基準日までの情報に基づき、基準日から7日以内に行う。基準日以降に選考を免除される要件を満たした者の選考はいかなる場合も免除しない。

### 6.4. 前年度大会の入賞者

前年度の大会の対応する種目での入賞者又は入賞校の選考は免除する。

前年度の大会と種目構成が異なる場合は、大会委員会は選考計画に種目対応表を掲載し、これに従う。

当初判定の日までに、前年度の大会の対応する種目の記録が確定しない場合は、大会委員会が対応を定める。

### 6.5. 国際競技会の日本国代表選手

次の国際競技会のうち、その日程が選考会の開催時期に近接し、大会委員会が指定した競技会の日本国代表選手として公益社団法人日本オリエンテーリング協会（以下「JOA」という）が指名した選手は、その選考を免除する。

(1) 世界オリエンテーリング選手権大会 (WOC)

(2) ジュニア世界オリエンテーリング選手権大会 (JWOC)

判定は、当初判定の日の情報に則る。

当初判定の日以降に代表選手に追加で指定された者は、免除する。

当初判定の日以降に代表選手の指定から除外された者は、その事情により大会委員会が判断する。

当初判定の日以降に代表選手の指定から除外された者は、大会委員会の調査に適切に応じなければならない。大会委員会の調査に適切に応じなかった場合は、それを以って選考の免除を取り消すことができる。

#### 6.6. 全日本オリエンテーリング大会の上位者等

標準期限の日の 35 日前以前に開催された最終の全日本オリエンテーリング大会（ロング、ミドル及びスプリント競技）の M/W20E（スプリント競技では M/WE）クラスの上位者に対して、その選考を免除してもよい。

対象の競技会及び上位の基準は選考計画に記載する。

#### 6.7. 日本ランキングの上位者

当初判定の日に JOA の日本ランキングの上位である者の選考を免除してもよい。

上位の基準は選考計画に記載する。

### 7. 選考の方式

選考は、選考会と、自己推薦方式の書類審査で行う。

### 8. 選考会

#### 8.1. 地域区分

選考会は、学校の所在地を基準に、次の表の通りの地域区分で実施する。

地域名	都道府県
東日本	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
中日本	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、

	三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
西日本	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

### 8.2. 全国の定員

全国の基準定員は、30名（15校）とする。ただし、大会委員会に変更してもよい。

選考会で選出する定員は、全国の基準定員から、当初判定で選考を免除された者の数を除いた数とする。

### 8.3. 地域の選考会の定員

地域の選考会で選出する定員は、選考会で選出する定員から、全国共通選考会の定員を差し引いたものとする。

各地域の定員配分点を、前回大会当日に当該地域の学校に所属していた各競技者の順位に基づく得点を合計することにより定める。順位ごとの得点は次の通りとする。

- |             |     |
|-------------|-----|
| (1) 1位      | 10点 |
| (2) 2位—3位   | 8点  |
| (3) 4位—6位   | 6点  |
| (4) 7位—10位  | 4点  |
| (5) 11位—15位 | 2点  |
| (6) その他の完走者 | 1点  |

各地域の選考会の定員を定めるにあたっては、各地域の定員配分点を1から当該地域の標準期限までに参加希望届出をした者で、当初判定で選考を免除されていない者の数の2倍から1を差し引いた数に相当する数までの各奇数で順次除して得たすべての商のうち、その数値の最も大きいものから順次に数えて地域の選考会で選出する定員に相当する数になるまでにある商で当該地域の定員配分点に係るものの個数をもって、当該地域の選考会の定員とする。

前項の場合において、2以上の商が同一の数値で同項の規定によっては各地域の選考会の定員を定めることができないときは、それらの商のうち、選考会で選出する人数に相当する数になるまでにあるべき商を、抽選で定める。

ただし前2項のいう商は、実数範囲で除法を行った結果の、小数点以下第3位以下を切り捨てたものとする。

#### 8.4. 地域の選考会の定員の特例

7.3 に定める地域の選考会の定員が 0 である地域は、7.3 の規定によらず地域の選考会の定員を 1 とする。

#### 8.5. 選考会の実施方法

選考会は、地域ごとに、1 回または複数回設ける。

選考会を複数回設けた場合、次のいずれかの方式で選考する。

- (1) 分配制 当該地域の選考会の定員をそれぞれの選考会に割り当てる方式
- (2) 得点制 7.6 の規定に従い得点を算出し、これにより選考を行う方式
- (3) 併合制 選考会の一部または全部を一つまたは複数の選考会群に分け、当該地域の選考会の定員をそれぞれの選考会群及び選考会群に含まれない選考会に割り当て、それぞれの選考会群では得点制を実施する方式（ただし、得点制に当たる場合を除く）

#### 8.6. 分配制と併合制の選考順序

分配制と併合制では、開催日（選考会群では最終の選考会の開催日）の順に選考を行う。ただし、同日となる場合又は順序を変更する必要がある場合は大会委員会で順序を指定する。

選考を受けた者は以降の選考の対象外とする。

選考会群内での得点の計算にあたっては、すでに選考された者も含めて計算を行う。

#### 8.7. 得点制の計算

得点制（併合制の各選考会群を含む）を実施する場合、以下の方法で選考する。

- (1) 各選考会での得点は、当該選考会における選考会対象者の上位 3 名の平均記録に、100 を乗じ、当該競技者の記録で除したものとする。ただし、7.7 に定める場合を除く。
- (2) 選考会ごとに点数のばらつきに著しい不公平が生じたと認められる場合には、大会委員会は合理的な方法で得点の補正をすることができる。
- (3) 当該競技者の合計得点は、すべての選考会（併合制では選考会群に含まれるすべての選考会）の得点のうち、高得点のものから順に選考会の実施回数の半数（1 未満の端数は切り上げる）の分を合計したものとする。
- (4) 合計得点の上位から順に当該地域の選考会の定員まで（併合制では当該選考会群に割り当てられた定員まで）を選考する。同点は抽選とする。

ただし、得点の計算にあたっては、記録は 1 秒単位とし、平均を求めるにあたっては小数点以下を四捨五入し、除算の際には小数点以下第 3 位以下を切り捨てる。

## 8.8. 繰り上げ

選考された者が、新たにより優先順位の高い選考理由によって選考又は選考を免除された場合、次点の繰り上げを行う。ただし、大会委員会は選考計画に期限を設定し、それ以後の繰り上げは実施しないこととすることができる。

## 8.9. 最低基準

大会委員会は、競技者の技術水準を確保する目的で、各選考会に最低基準記録を定めても良い。最低基準記録は、当該選考会の選考会対象者の最高記録からの比率で定める。最低基準記録に満たない記録は無効となり、定員によらず選考に用いられない。

大会委員会は、競技者の技術水準を確保する目的で、得点制（併合制の各選考会群を含む）を実施する場合に、最低基準得点を定めてもよい。合計得点が最低基準得点に満たない場合、定員によらず選考されない（併合制では当該選考会群で選考されない）。

## 8.10. 選考会の競技内容

各選考会は、JOA の定める日本オリエンテーリング競技規則及び競技規則の関連規則類に準じて行われる競技会でなければならない。

各選考会は、大会の個人競技に対しては個人競技、団体競技に対してはリレー競技又は合算競技（個人競技で実施する競技会に対し、大会委員会で記録の合算処理をする場合を含む）で実施する。また、それぞれの選考会の競技特性等は、大会での競技能力を推し量るのに合理的であることが望ましい。

## 9. 自己推薦による書類審査

### 9.1. 書類審査の定員

書類審査の定員は、全国で若干名とする。多くても3名（3校）を超えてはならない。

### 9.2. 書類審査の対象

書類審査は、参加希望届出を提出した者で、すべての選考会の記録が確定した段階で選考の免除又は選考会による選考を受けていない者に対し実施する。

### 9.3. 自己推薦状の届出

書類審査による選考を希望する者は、大会委員会の指定した様式で自己推薦状を提出する。自己推薦状には、9.4の各号の基準を満たすことを示す書類等を添付すること。

### 9.4. 書類審査の選考基準

書類審査では、自己推薦状の内容に基づき、大会委員会が次のすべてを満たすかを審査する。

- (1) 選考会による選考を受けられない理由は、やむを得ないものであったこと。
- (2) 競技における実力は、選考会によって選考された者の水準を十分に上回ること。
- (3) 故障等による場合は、大会開催日までに回復する見通しであること。

個人競技において、定員に余裕がある場合、選考された者がいない学校で最も競技能力が優れている者に対して、前項の各号によらず、緩和した条件で審査する。

#### 9.5. 結果発表

書類審査の結果は、大会委員会が公表する。書類審査の結果の公表が参加申込の期限を過ぎる場合は、必要な特例を設ける。

#### 9.6. 不正等

自己推薦状の内容に不正があった者は、いかなる時点でも大会への出場資格を失う。

自己推薦状の内容に誤りがあった者に対しては、再選考を行う。ただし、当該の者に有利な対応は行わない。

#### 10. 緊急時の特例

やむを得ない事情により、通常的方式での選考が困難又は著しく合理性に欠く場合には、大会委員会が特例を定める。

特例を定めるにあたっては、通常的方式で選考されるのに準じた公平性を確保するよう努力する。

#### 附則

この改正は、第36回大会より適用する。

2021年4月1日制定

2021年6月20日改正

2021年8月20日改正